

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 更正の請求拒否通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成25年11月22日不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成24年5月11日判決、本資料262号－100・順号11950）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年2月28日判決、本資料263号－32・順号12156）

決 定

申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	丙
同訴訟代理人弁護士	金丸 和弘 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	山門 由美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年11月22日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸